

第 1 6 回 青 梅 市 選 挙 管 理 委 員 会 会 議 録		
開 催 日 時	令和 7 年 1 0 月 2 2 日 午前 9 時 5 2 分	
場 所	市役所 6 階 選挙管理委員会事務室	
出席者	委員長 川 鍋 信 夫 委員 根 本 太 夫 同 山 下 秀 明 同 桑 原 顯 正	書記長 須 崎 満 書記 西 村 晃
記録者	書記 西 村 晃	
1 あいさつ 川鍋委員長		
2 報告事項 行事報告について 別紙のとおり		
3 議 事		
付議案件 (1) 青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について		
原案を了承		
(2) 青梅市選挙執行規程の一部改正について 原案どおり決定		
4 その他		
(1) 今後の行事予定について 別紙のとおり		
(2) 次回委員会の開催日程について		
日 時：令和 7 年 1 1 月 1 9 日（水）午前 1 0 時 0 0 分		
会 場：市役所 6 階 選挙管理委員会事務室		
議 題：在外選挙人名簿登録者の抹消決定について		
(3) その他		

閉 会 日 時	令和 7 年 1 0 月 2 2 日 午前 1 0 時 2 9 分
---------	-----------------------------------

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するために、委員長
および委員ここに署名する。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日
青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫
委員 根 本 太 夫
委員 山 下 秀 明
委員 桑 原 顯 正

第16回青梅市選挙管理委員会日程

令和7年10月22日
午前10時00分
市役所6階
選挙管理委員会事務室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 行事報告について
- 3 議 事 付議案件(1) 青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
付議案件(2) 青梅市選挙執行規程の一部改正について
- 4 そ の 他 (1) 今後の行事予定について
(2) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和7年11月 日 () 時 分
会 場 市役所6階
議 題 在外選挙人名簿登録者の抹消決定について
(3) その他

行事報告

(1) 東京都選管関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
		該当なし		

(2) 全選連関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
		該当なし		

(3) 都市選連関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
		該当なし		

(4) 明るい選挙推進協議会（都市推協等）関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
		該当なし		

(5) 市部第1ブロック（八王子、立川、昭島、日野、福生、羽村、あきる野）単独選挙

月 日	選 挙 名
	該当なし

青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、選挙運動にかかる公費負担額の引上げを行おうとするものである。

2 改正の内容

選挙運動にかかる公費負担の限度額を次のように引き上げる。【第8条・第11条関係】

区 分		改正後	現 行
ビラ作成		8,380円／枚	7,730円／枚
ポスター作成※	印刷費相当分	586,880円	541,310円
	企画費相当分	据置き	316,250円

※ ポスター作成にかかる公費負担限度額の計算式

公費負担限度額（1枚当たり）＝

（印刷費相当分×ポスター掲示場数＋企画費相当分）÷ポスター掲示場数

3 施行期日

公布の日

青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例

青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関
する条例（平成6年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第10号）

改正後	現行	備考
(ビラの作成の公費負担額および支払手続) 第8条 青梅市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約にもとづき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約にもとづき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>を限度とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請にもとづき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求にもとづき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。	(ビラの作成の公費負担額および支払手続) 第8条 青梅市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約にもとづき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約にもとづき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>を限度とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請にもとづき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求にもとづき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。	
(ポスターの作成の公費負担額および支払手続) 第11条 青梅市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約にもとづき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約にもとづき作成されたポスター1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円と除して得た金額）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請にもとづき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求にもとづき、当該ポスターの作成を業とする者に対して	(ポスターの作成の公費負担額および支払手続) 第11条 青梅市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約にもとづき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約にもとづき作成されたポスター1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円と除して得た金額）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請にもとづき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求にもとづき、当該ポスターの作成を業とする者に対して	

支払う。	支払う。	
------	------	--

付 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		
--	--	--

総行管第 326 号
令和 7 年 6 月 4 日

各 都 道 府 県 知 事	}	殿
各都道府県選挙管理委員会委員長		
各 指 定 都 市 市 長		
各指定都市選挙管理委員会委員長		

総 務 大 臣

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

第 217 回国会において成立をみた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和 7 年法律第 50 号をもって、本日公布されました。

また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正基準令」という。）は、令和 7 年政令第 87 号をもって、令和 7 年 3 月 28 日に、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正公選令」という。）及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が、それぞれ令和 7 年政令第 200 号及び令和 7 年総務省令第 57 号をもって、本日、それぞれ公布されました。

今回の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）の改正は、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定することを、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成 19 年政令第 122 号）の改正は、公務員給与における地域手当の改定等を踏まえ、国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改めることを、それぞれ目的として行われました。

また、今回の公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の改正は、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院

議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法、改正基準令、改正公選令及び改正規則の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）及び改正基準令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（以下「新基準令」という。）並びに改正公選令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新公選令」という。）及び改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の運用に遺漏のないよう、また、新基準法により算定される選挙執行経費の基準額は、通常の場合において国が負担する限度額となるものであるため、各選挙管理委員会においては、事務の合理化に努め、その範囲内の経費で選挙の管理執行を行うよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び同法施行令の一部改正

1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、選挙長等の費用弁償額が次のとおり引き上げられたほか、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額が改定されたこと。（新基準法第4条から第9条まで、第13条から第15条まで及び第17条関係）

区分	改正単価	現行単価
選挙長	12,200 円	10,800 円
投票所の投票管理者	14,500 円	12,800 円
期日前投票所の投票管理者	12,800 円	11,300 円
開票管理者	12,200 円	10,800 円
投票所の投票立会人	12,400 円	10,900 円
期日前投票所の投票立会人	10,900 円	9,600 円
開票立会人	10,100 円	8,900 円
選挙立会人	10,100 円	8,900 円

2 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部改正

- (1) 国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改めること。（改正基準令本則関係）
- (2) 地域手当の支給地域及び支給割合について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第7条第1項の規定により、令和10年3月31日までの期間は経過措置がとられることを踏まえ、同期間は新基準令においても同様の経過措置をとるものとされたこと。（改正基準令附則第2条関係）

3 施行期日等

- (1) 改正法は、公布の日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）
- (2) 新基準法の規定（新基準法第13条の3の規定を除く。）は、改正法の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用するものとされたこと。（改正法附則第2条第1項関係）
- (3) 新基準法第13条の3の規定は、公職選挙法第30条の3第1項に規定する申請の時の属する日（同法第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあっては、同法第30条の5第4項の規定による申請の日）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用するものとされたこと。（改正法附則第2条第2項関係）

第2 公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部改正

1 公職選挙法施行令の一部改正

(1) 選挙公営限度額の引上げ

衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額が次のとおり引き上げられたこと。

ア 選挙運動用通常葉書の作成の公営（新公選令第109条の7関係）

区分		改正単価	現行単価
35,000枚以下の場合	1枚当たり	8円62銭	7円95銭

35,000 枚を超える場合 1 枚当たり	7 円 46 銭	6 円 88 銭
-----------------------	----------	----------

イ 選挙運動用ビラの作成の公営（新公選令第 109 条の 8 関係）

区分	改正単価	現行単価
50,000 枚以下の場合 1 枚当たり	8 円 38 銭	7 円 73 銭
50,000 枚を超える場合 1 枚当たり	5 円 62 銭	5 円 18 銭

ウ 選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営（新公選令第 110 条の 2 関係）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	61,379 円	56,613 円

エ 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成の公営（新公選令第 110 条の 3 関係）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	58,114 円	53,601 円

オ 選挙運動用ポスターの作成の公営（新公選令第 110 条の 4 関係）

① 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合

区分		改正単価	現行単価
印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が 500 以下の場合 1 枚当たり	586 円 88 銭	541 円 31 銭
	選挙区のポスター掲示場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり	30 円 73 銭	28 円 35 銭

② 参議院比例代表選出議員の選挙の場合

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	40 円	37 円

カ 個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営（新公選令第 125 条の 3 関係）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	44,403 円	40,954 円

キ 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営（新公選令第132条の3の2関係）

区分	改正単価	現行単価
1枚当たり	40円＋ $\frac{219,540 \text{ 円}}{\text{法定上限枚数}}$	37円＋ $\frac{202,490 \text{ 円}}{\text{法定上限枚数}}$

2 公職選挙法施行規則の一部改正

公職選挙法施行令の一部改正に伴う諸様式の改正が行われたこと。

3 施行期日等

- (1) 改正公選令及び改正規則は、公布の日から施行するものとされたこと。（改正公選令附則第1項及び改正規則附則第1項関係）
- (2) 新公選令及び新規則の規定は、改正公選令及び改正規則の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと。（改正公選令附則第2項及び改正規則附則第2項関係）

以上

青梅市選挙執行規程の一部改正について

1 改正の理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正を踏まえ、選挙運動に従事する者等に対し支給することができる実費弁償および報酬の額を改めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 選挙運動に従事する者および労務者に対し支給することができる実費弁償および報酬の額を次のように引き上げる。【第95条関係】

ア 選挙運動に従事する者

(ア) 実費弁償

区 分	改正後	現 行
宿泊料	1 夜につき <u>23,000 円</u>	1 夜につき <u>12,000 円</u>
弁当料	1 食につき <u>1,500 円</u>	1 食につき <u>1,000 円</u>
	1 日につき <u>4,500 円</u>	1 日につき <u>3,000 円</u>
茶菓料	1 日につき <u>1,000 円</u>	1 日につき <u>500 円</u>

(イ) 報酬

区 分	改正後	現 行
事務員	<u>15,000 円</u>	<u>10,000 円</u>
車上等運動員	<u>20,000 円</u>	<u>15,000 円</u>
手話通訳者	<u>20,000 円</u>	<u>15,000 円</u>
要約筆記者	<u>20,000 円</u>	<u>15,000 円</u>

イ 選挙運動のために使用する労務者の実費弁償

区 分	改正後	現 行
宿泊料	1 夜につき <u>20,000 円</u>	1 夜につき <u>10,000 円</u>

(2) 選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償について、船賃および航空賃を追加する。【第95条関係】

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日

告示の日

青梅市選挙執行規程の一部改正について

青梅市選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第95条第1号ア中「額」を「実費額」に改め、同号オ中「500円」を「1,000円」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「12,000円」を「23,000円」に改め、同号ウを同号オとし、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額

第95条第2号ア中「10,000円」を「15,000円」に改め、同号イ、ウおよびエ中「15,000円」を「20,000円」に改め、同条第4号ア中「鉄道賃、」の次に「船賃、航空賃および」を加え、「およびイ」を「からエまで」に改め、同号イ中「10,000円」を「20,000円」に改める。

様式第8号および様式第13号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

この規程は、告示の日から施行する。

選 挙 事 務 所 閉 鎖 命 令

住 所

受命者

氏 名

候補者 氏 名

選 挙 事 務 所 所 在 地	
設 置 年 月 日	年 月 日
設 置 者 氏 名	
選 挙 の 種 類	年 月 日 執行何選挙

上記選挙事務所は、公職選挙法第130条第1項（第132条）（第131条第3項）の規定に違反して設置したものと認め同法第134条第1項（第2項）の規定により閉鎖を命ずる。

年 月 日

青梅市選挙管理委員会

委員長 氏 名

㊟

（注意）この命令に従わないときは、公職選挙法第239条の規定により拘禁刑または罰金に処せられます。

撤 去 命 令 書

住 所
受命者 氏 名
候補者 氏 名

公職選挙法第147条の規定により、別紙事項の文書（図面）を下記の日限までに撤去
することを命ずる。

記

撤去日限

年 月 日 午 前 後 時 まで

年 月 日

青梅市選挙管理委員会
委員長 氏 名

㊟

（注意）この命令に従わないときは、公職選挙法第244条の規定により拘禁刑または罰
金に処せられます。

(別紙)

掲 示 場 所	文 書 図 画 の 種 類	文 書 図 画 の 態 様	違 反 事 項
			公職選挙法第 条

青梅市選挙執行規程の一部改正新旧対照表

○青梅市選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会告示第7号）

改正後	現行	備考
(選挙長の候補者調査) 第45条 選挙長は、候補者について、あらかじめ次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 市議会議員選挙にあっては、青梅市の区域内 _____ における3か月以上の住所の有無 (5) 略	(選挙長の候補者調査) 第45条 選挙長は、候補者について、あらかじめ次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 市議会議員選挙にあっては、青梅市の区域内(以下「市内」という。)における3か月以上の住所の有無 (5) 略	
(実費弁償および報酬の額) 第95条 法第197条の2（実費弁償及び報酬の額）第1項、第2項および第5項の規定により選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬および実費弁償ならびに選挙運動のために使用する労務者に対する報酬および実費弁償の額は、次の各号に掲げる額以内とする。 (1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額 イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額 ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額 エ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 オ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき23,000円 カ 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円 キ 茶菓料 1日につき1,000円 (2) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額 ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円	(実費弁償および報酬の額) 第95条 法第197条の2（実費弁償及び報酬の額）第1項、第2項および第5項の規定により選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬および実費弁償ならびに選挙運動のために使用する労務者に対する報酬および実費弁償の額は、次の各号に掲げる額以内とする。 (1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額 イ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 ウ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円 エ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円 オ 茶菓料 1日につき500円 (2) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額 ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円	

イ 専ら選挙運動用自動車または船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき<u>20,000円</u> ウ 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき<u>20,000円</u> エ 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき<u>20,000円</u> (3) 略 (4) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができ る実費弁償の額 ア 鉄道賃、<u>船賃、航空賃</u>および車賃 第1号アからエまでに掲げる額 イ 宿泊料 (食事は含まない。) 1夜につき<u>20,000円</u> 様式第8号 (第47条関係) 様式第13号 (第59条関係)	イ 専ら選挙運動用自動車または船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき<u>15,000円</u> ウ 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき<u>15,000円</u> エ 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき<u>15,000円</u> (3) 略 (4) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができ る実費弁償の額 ア 鉄道賃、<u>車賃</u> 第1号アおよびイに掲げる額 イ 宿泊料 (食事は含まない。) 1夜につき<u>10,000円</u> 様式第8号 (第47条関係) 様式第13号 (第59条関係)
---	---

付 則 <u>この規程は、告示の日から施行する。</u>	
--	--

改正後

第 号

選挙事務所閉鎖命令
受命者 住 氏 名
候補者 氏 名

選挙事務所所在地	
設置年月日	年 月 日
設置者氏名	
選挙の種類	年 月 日 執行何選挙

上記選挙事務所は、公職選挙法第130条第1項 (第132条) (第131条第3項) の規定に違反して設置したものと認め同法第134条第1項 (第2項) の規定により閉鎖を命ずる。

年 月 日

青梅市選挙管理委員会
委員長 氏 名

㊦

(注意) この命令に従わないときは、公職選挙法第239条の規定により拘禁または罰金に処せられます。

現行

第 号

選挙事務所閉鎖命令
受命者 住 氏 名
候補者 氏 名

選挙事務所所在地	
設置年月日	年 月 日
設置者氏名	
選挙の種類	年 月 日 執行何選挙

上記選挙事務所は、公職選挙法第130条第1項 (第132条) (第131条第3項) の規定に違反して設置したものと認め同法第134条第1項 (第2項) の規定により閉鎖を命ずる。

年 月 日

青梅市選挙管理委員会
委員長 氏 名

㊦

(注意) この命令に従わないときは、公職選挙法第239条の規定により禁錮または罰金に処せられます。

改正後

様式第13号 (第59条関係)

第 号

撤 去 命 令 書
受 命 者 住 所
氏 氏 氏 氏 氏 氏
氏 氏 氏 氏 氏 氏
氏 氏 氏 氏 氏 氏

公職選挙法第147条の規定により、別紙事項の文書（図面）を下記の日限までに撤去
することを命ずる。

記

撤去日限

年 月 日 午前 午後 時まで

年 月 日

青梅市選挙管理委員会
委員長 氏 名

㊟

（注意）この命令に従わないときは、公職選挙法第244条の規定により拘禁または罰
金に処せられます。

現 行

様式第13号 (第59条関係)

第 号

撤 去 命 令 書
受 命 者 住 所
氏 氏 氏 氏 氏 氏
氏 氏 氏 氏 氏 氏

公職選挙法第147条の規定により、別紙事項の文書（図面）を下記の日限までに撤去
することを命ずる。

記

撤去日限

年 月 日 午前 午後 時まで

年 月 日

青梅市選挙管理委員会
委員長 氏 名

㊟

（注意）この命令に従わないときは、公職選挙法第244条の規定により懲罰または罰金
に処せられます。

総行選第 70 号
令和 7 年 6 月 27 日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

} 殿

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 227 号。以下「改正令」という。）が、本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の改正は、与野党により設けられた「選挙運動に関する各党協議会」からの要請を受け、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準について、物価変動等を考慮して引き上げを行う等所要の措置を講ずるものであり、改正令は、公布の日の翌日（令和 7 年 6 月 28 日）から施行することとされています。

また、改正令の施行に伴い、参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件（令和 7 年中央選挙管理会告示第 10 号。以下「改正規程」という。）が本日公布されました。改正規程についても、改正令の施行の日（令和 7 年 6 月 28 日）から施行することとされています。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令及び改正規程の内容を十分御理解いただくとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）及び改正規程による改正後の参議院比例代表選出議員選挙執行規程（昭和 58 年中央選挙管理会告示第 3 号）（以下「新規程」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意ください。また、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。特に、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額については、新令で定める基準に従い、各選挙管理委員会が規程等をもって定める必要がありますので、御留意いただくようお願いします。

また、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 公職選挙法施行令の一部改正

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準
選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準について、以下のとおりとするものとされたこと。

- ・ 宿泊料（食料二食分を含む。） 一夜につき 23,000 円
- ・ 弁当料 一食につき 1,500 円、一日につき 4,500 円
- ・ 茶菓料 一日につき 1,000 円

また、航空賃について、実費弁償の費目として明記するものとされたこと。

（新令第129条第1項第1号関係）

- 2 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準

選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準について、宿泊料（食料を除く。）は、一夜につき 20,000 円とするものとされたこと。

また、航空賃について、実費弁償の費目として明記するものとされたこと。

（新令第129条第1項第3号関係）

- 3 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額の基準

選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員（以下「事務員」という。）、専ら公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上等運動員」という。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」という。）及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者（以下「要約筆記者」という。）に対し一人一日につき支給することができる法第197条の2第2項に規定する報酬の額についての政令で定める基準並びに同条第3項及び第4項に規定する報酬について政令で定める額は、以下のとおりとするものとされたこと。（新令第129条第4項及び第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）関係）

- ・ 事務員 15,000 円
- ・ 車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者 20,000 円

第2 参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部改正

第1により改正された報酬及び実費弁償の額の基準に従い、参議院比例代表選出議員の選挙について、報酬及び実費弁償の最高額を、新令で定める基準額と同額とするものとされたこと。

また、航空賃について、実費弁償の費目として明記するものとされたこと。(新規程第18条関係)

第3 施行期日等

- 1 改正令及び改正規程は、改正令の公布の日の翌日から施行するものとされたこと。(改正令附則第1項及び改正規程附則第1項関係)
- 2 改正令及び改正規程の規定は、改正令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正令附則第2項及び改正規程附則第2項関係)

以上

今後の行事予定

(1) 東京都選管関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
12月18日	東京都選挙事務運営協議会総会	文京区民センター	15:15	委員長、局長

(2) 全選連関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
	該当なし			

(3) 都市選連関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
10月23日	都市選連 次長・係長・一般職員研修	東京自治会館	14:30	係長
10月31日	都市選連第1ブロック 次長・係長、主任・主事会合同研修	立川市女性総合 センター・アイム	15:00	係長、事務局
11月6日	都市選連第1ブロック 委員・局長研修	八王子市保健所	14:30	委員長、委員、局長
11月19日	都市選連 第3回事務局長会	東京自治会館	15:00	局長
12月10日	都市選連 第3回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長
1月14日	都市選連 第4回事務局長会	東京自治会館	15:00	局長
1月16日	都市選連 第2回委員長会	東京自治会館	11:00	委員長、局長
1月26日	都市選連 局長・次長・係長研修	東京自治会館	14:00	局長、係長
1月28日	都市選連 第4回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長
2月4日	都市選連 委員長・委員研修	ホテル日航立川東京	15:00	委員長、委員、局長
1月14日	都市選連 第5回事務局長会	東京自治会館	15:00	局長
2月19日	都市選連 第3回委員長会	東京自治会館	11:00	委員長、局長
2月26日	都市選連 第5回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長

(4) 明るい選挙推進協議会（都市推協等）関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
11月21日	東京都明るい選挙推進大会	府中の森芸術劇場	13:30	会長、役員、局長、事務局
12月2日	東京都市明るい選挙推進協議会 連合会推進委員研修会	東京自治会館	14:30	会長、役員、局長、事務局

(5) 市部第1ブロック（八王子、立川、昭島、日野、福生、羽村、あきる野）単独選挙

月 日	選 挙 名
2月15日	日野市議会議員選挙